

令和 4 年

郡山市教育委員会

第 1 回臨時会議事録

令和4年 郡山市教育委員会第1回臨時会議事録

日 時 令和4年12月19日(月)午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志

出 席 者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
学校教育部次長 ((併)こども部次長) 橋 本 香
こども部次長 ((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
学校教育推進課主幹兼指導主事 新 田 泰 尋

書 記 岩 瀬 綾 子

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

議案第 29 号 郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

議案第 30 号 郡山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第 31 号 郡山市いじめ問題調査委員会への諮問について

3 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 4 年第 1 回臨時会を開会いたします。

本日は、今泉委員と田中委員が都合により欠席されておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本臨時会は成立いたします。

なお、本日は、傍聴人はおられません。

教 育 長 それでは、「2 議事」に入ります。本臨時会には、議案第 29 号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」、議案第 30 号「郡山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」、議案第 31 号「郡山市いじめ問題調査委員会への諮問について」、以上、議案 3 件が提出されております。

議事の、「議案第 30 号」の案件は人事案件であり、「議案第 31 号」の案件は今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項」の規程に基づき、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。

議事の「議案第 30 号」及び「議案第 31 号」の案件を非公開とすることに
対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の 3 分の 2 以上の賛成でありますので、議事の「議案第 30 号」及び「議案第 31 号」については、非公開とすることに決しました。

教 育 長 はじめに、議案第 29 号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総務課長 議案第 29 号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」、御説明いたします。令和 4 年 11 月定例会で御審議いただきました、郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして、郡山市議会 12 月定例会に提出し、12 月 15 日をもって議決をいただきました。そこで、当条例の制定に伴い、教育委員会の附属機関となる同条例第 2 条に基づくいじめ問題対策連絡協議会及び第 12 条に基づくいじめ問題調査委員会の委員の委嘱につきまして、教育振興基本計画審議会等の他の附属機関と同様の考えのもと、教育委員会の権限とし、教育長に委任する事務から除くため新たに加えるものでございます。

説明は以上です。

教育長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。「議案第 29 号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 29 号」については、原案のとおり決しました。

教育長 それでは先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおられませんので直ちに審議等に入ります。

(「議案第 30 号」及び「議案第 31 号」の案件の審議を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教育長 本臨時会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教育長 事務局から他にありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和4年第1回臨時会を閉
会いたします。

終了時刻 午後1時37分